

新事業を  
立ち上げたい

## 滋賀県小規模事業者 新事業スタートアップ支援補助金

### 趣旨・目的

下記の小規模事業者が行う新事業について、事業化・市場化段階にある事業を自ら行う場合に、必要な経費の一部を補助します。

### 対象となる方

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に規定する小規模事業者のうち、次のすべての要件を満たす方

- ア 県内に本店が所在する小規模事業者であること。
- イ 補助対象事業を実施しようとする前年度以前に中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けていない小規模事業者、または経営革新計画の承認を受けた場合においては、承認を受けた計画期間が満了しており、承認を受けた計画と異なる新事業を実施する小規模事業者であること。
- ウ 補助対象事業を実施しようとする前年度以前に滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業実施要綱に基づくチャレンジ計画の認定を受けていない小規模事業者、もしくは滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金の交付を受けていない小規模事業者、またはチャレンジ計画の認定を受けた場合においては、認定を受けた計画期間が満了しており、認定を受けた計画と異なる新事業を実施する小規模事業者、もしくはチャレンジ計画の認定を受け、かつ滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金の交付を受けた場合においては、計画期間が満了しており、認定を受けた計画と異なる新事業を実施する小規模事業者であること。
- エ みなし大企業に該当しない小規模事業者であること。

### 支援内容

- (1) 新商品等市場化事業
  - ① 新商品・新技術・新役務の市場化に関する事業
    - 新商品・新技術・新役務の商品化のための試作、改良、実験、品質検査事業
    - 新商品・新技術の商品化のためのデザイン等の改善事業
    - 新商品・新技術・新役務の求評事業
- (2) 販路開拓事業
  - ① 展示会への参加
    - 販路開拓のための展示会等への参加
  - ② 調査・広報等
    - 販路開拓等に関する調査、指導、研修事業
    - 新商品等の販路開拓等のための広報事業

#### 補助金額

30万円以内（補助率2／3以内）

問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 中小企業支援課

TEL：077-528-3733（129ページ No.16）

資金面の支援・優遇措置

情報・アドバイスの提供

技術・製品の  
改善・開発面の支援

販売・取引面の支援